

西宮市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年西宮市条例第59号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）及び西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年西宮市条例第58号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(介護・医療連携推進会議の構成員)

第2条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の37第1項を指定地域密着型サービス基準条例第2条第2項にて読み替える市長が定める者は、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター以外の地域包括支援センターの職員及び西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業実施要綱第3条第4号に規定する権利擁護支援者（以下「権利擁護支援者」とする。）とする。

(運営推進会議の構成員)

第3条 省令第34条第1項を指定地域密着型サービス基準条例第2条第2項にて読み替える市長が定める者は、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター以外の地域包括支援センターの職員及び権利擁護支援者とする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。